

# 第21回福島県知事選挙

投票日は **10月28日(日)**

第21回福島県知事選挙の投票日は10月28日(日)、時間は午前7時からです。  
この選挙は明るく住みよい福島県を築くための代表者を選ぶ大切な選挙です。当日に投票できない方は期日前投票制度がありますので、棄権しないで投票しましょう。

所に行けない方は期日前投票をご利用ください。  
また、病院に入院または老人ホームに入所されている方や体が不自由で当日投票所まで来ることができない方のためには不在者投票制度や郵便による投票制度がありますので、お問い合わせください。

【期日前投票所】  
●投票期間  
10月12日(金)～10月27日(土)

●投票時間  
午前8時30分～午後8時  
●投票所  
役場第2会議室(1階東側)  
【投票区が新設されました】  
第10投票区が新設され、今回の選挙から、お住いの住所が境と前山の方は、第10投票区の投票所である「さかい集会所」で投票していただくこととなります。場所などの詳細は、広報ががみいし9月号をご覧ください。  
▼問い合わせ先  
町選挙管理委員会  
☎62-2111

| 【投票所一覧】 |              |
|---------|--------------|
| 第一投票区   | 第一小学校あやめホール  |
| 第二投票区   | 笠石防災センター     |
| 第三投票区   | 久来石転作センター    |
| 第四投票区   | 鏡田転作センター     |
| 第五投票区   | 成田保健センター     |
| 第六投票区   | 豊郷構造改善センター   |
| 第七投票区   | 仁井田多目的集会所    |
| 第八投票区   | 旭町コミュニティセンター |
| 第九投票区   | 高久田多目的集会所    |
| 第十投票区   | さかい集会所       |

【投票できる方は】  
鏡石町で投票できる方は、平成12年10月29日までに生まれた方で、平成30年7月10日までに転入届を提出し、引き続き鏡石町に3か月以上住んでいる方です。また、公民権が停止になっている方は投票することができません。  
※3か月の間に福島県内で住所を異動した方は投票することができません。その場合、転出先の市町村が発行する証明書(無料)が必要となります。  
【期日前投票をご利用ください】  
投票日に用事があつて投票

## 平成31年度

# 保育施設・町立幼稚園の募集開始

町内の認可保育施設・町立幼稚園では、平成31年4月からの入所・入園申込を開始します。希望される方は、平成30年10月15日(月)～11月2日(金)までにお申し込みください。



### ＜認可保育施設＞

#### ●資格要件

町内に住所を有し、幼児の保護者や家族が共働き等で保育を必要とする幼児

#### ●町内認可保育施設一覧

- ・鏡石保育所
- ・認定こども園ぶどうの木
- ・岡ノ内保育園

※対象幼児の年齢や保育時間は施設によって変わります。

#### ●申し込み方法(必要書類)

・新規入所  
入所申込書、支給認定申請書、就労証明書等、その他必要な書類

・継続入所  
入所申込書、支給認定証、就労証明書等、その他必要な書類

書類  
※現在入所中の幼児には継続用の申請書が配付されます。

### ＜町立幼稚園＞

#### ●入園資格

- ・鏡石町に住所を有する幼児
- ・3～5歳児(平成31年4月2日時点)

#### ●預かり保育

入園している園児について、両親が職業を持つなど保育が必要と認められる場合には、預かり保育を実施しています。

#### ●申し込み方法(必要書類)

・新規入園  
入園願書、支給認定申請書、その他必要な書類

・継続入園  
申込書は、福祉こども課、幼稚園にあります。

#### ●継続入園

入園願書、支給認定証、その他必要な書類

※現在入園中の園児には継続用の申請書が配付されます。

#### ▼申込・問い合わせ先

●新規申込先  
福祉こども課(継続での申込の場合は各施設へご提出ください)

☎62-2210

●問い合わせ先  
福祉こども課(勤労青少年ホーム内)

☎62-2210

・認定こども園ぶどうの木

☎92-3213

・岡ノ内保育園  
☎62-7068

## 20歳になったら国民年金に加入!

国民年金への加入は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方に法律で義務付けられています。将来、年金を受給するためには、10年(120月)以上の年金加入期間(保険料を納めた期間+免除を受けた期間)が必要となりますので、就職や退職をした場合は、国民年金加入、喪失の届け出をしましょう。

就職をした方は新しい保険証、会社等を退職した方や配偶者の扶養から外れた方は、健康保険資格喪失証明書等を持参し手続きをしてください。

- 問い合わせ先 郡山年金事務所 ☎024-932-3434  
税務町民課 ☎62-2112

### ●国民年金保険料免除が必要な方へ

平成30年度の国民年金保険料の金額は、月々16,340円です。保険料の納付が経済的に困難な場合は、免除の申請手続きが必要です。

### ●年金請求書の手続き漏れはありませんか?

平成29年8月1日から制度が開始され、老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間が「25年」から「10年」に短縮されました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。請求手続きがお済みでない方は、すぐ手続きを行ってください。

## それ、詐欺かもしれません!



メール、ハガキ、電話等による架空請求による被害が増加しています。全国の消費生活センター相談件数において、平成29年度の架空請求に関する相談は前年比2倍以上の件数となっています。

覚えのない請求に対しては、すぐに架空請求者に連絡しないようにしましょう。知り合い、家族などとも話し合い、みんなで詐欺対策を考えましょう。

町では、消費生活相談窓口として、平成27年4月から天栄村と共同で消費生活相談室を設置しています。

相談室では、なりすまし詐欺、悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談を受けています。

被害の防止には一人で悩まず相談することが大切です。個人情報については厳守しますので、被害が大きくなる前にご相談ください。

- 相談場所 消費生活相談室(役場1階東側奥)
- 受付日時 毎週火曜日から金曜日  
午前9時から午後4時まで  
☎94-2069